

黒潮町障がい者活躍推進計画

令和6年4月1日訓令第10号

機関名 黒潮町

任命権者 黒潮町長

計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

策定趣旨

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで障がいのある人を対象とした職員の採用選考の実施や働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

障がい者雇用を進める上では、障がい者の活躍の推進が必要です。障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう取り組みを進めていくことが重要となっています。

このような中、令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

これを受け、本町では「黒潮町総合戦略福祉基本計画」や「黒潮町障がい者計画」に掲げる「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」との理念を踏まえ、「黒潮町障がい者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、取り組みを進めていきます。

目標

採用に関する目標

【実雇用率】（各年6月1日時点）

（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上

（参考）令和5年6月1日時点の実雇用率：3.49%

（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理します。

定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない

（評価方法）毎年の任免状況通報に合わせて、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理します。

取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和元年9月6日に選任済）。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、できるだけ負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

（1）職務環境

- 障がいのある職員については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講じる。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

（2）募集・採用

- 採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障がい種別に関わらず積極的な採用に努める。
- 募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

（3）働き方

- 時間単位の年次有給休暇の利用を促進する。

（4）キャリア形成

- 本人の希望等も踏まえつつ、各種職員研修の受講を推進する。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。